# 議会基本条例検討協議会 (第16回)

平成25年 1月15日(火) 場 所:委員会室

1 議会基本条例に盛り込む要素案について(資料1)

2 成文化した条文の検討(資料2、3)

3 その他

## 午後1時12分 開会

【河崎会長】 本日は、二見委員から欠席の届出があった。

本日は、議会基本条例に盛り込む要素案のうち「分かりやすい議会運営」と、成文化 した条文の検討及びその他と開催通知で案内している。

1. 議会基本条例に盛り込む要素案について

【河崎会長】 資料1の案文について、事務局から説明する。

【事務局次長】 前回提示した条文案について、会長から見出しの「一問一答方式等」はいかがかとの意見があり、条文の内容が一般質問に係るものであるため、案として「一般質問の方式」と記載している。第1項は前回と変わらないが、第2項の「反問することができる」は、「趣旨確認等をすることができる」でおおむね合意されていたように思われるので、そのように記載している。なお、赤嶺委員から「反問権」と「反論権」の内容の説明をとのことであったので、松阪市議会のホームページを参考に作成したものも資料配付している。趣旨確認については、どちらかというと反問権に属し、反問権よりは限定した内容になっていると考える。

【河崎会長】 第2項の「趣旨確認等」の「等」に関し、これから用語の説明をしていく中で、「等」についての理解がそれぞれ違っていると思うので、「等」は削除したいがどうか。

【山田委員】 趣旨確認は、議会が市側に対しきちんと説明責任を問うという形において、反論ができないのはフェアではないため、公明党は反論権にすることを再度提案したい。

【河崎会長】 「反論することができる」か。

【山田委員】 そのとおりである。

【中村副会長】 反問はできないのか。

【山田委員】 反問でもよいと思うくらいだが、職員が大勢いる市側に対し議員は1人であり、反問になるときつい部分もある。反論であれば、議員が最後に意見要望だけで降壇し、市側が明らかに違うと考えたときに反論できる。それができないのはきついので、そもそも一問一答は厳しいとの話があったと思うが、そういうことを含めて反論権を再提案する。

【河崎会長】 反問でもよいが、今までの協議状況から反論で合意ができるのではない かというところか。

【山田委員】 そういうことである。

【中村副会長】 新政クラブは「趣旨確認等」の「等」を削除である。

【河崎会長】 反論でも構わないか。

【井上委員】 新政クラブはあくまでも趣旨確認である。議論が積み重なったときに「今のはこういったことですね」というような確認以外はできない。

【河崎会長】 反論は駄目か。

【大波委員】 駄目だと確認したのではないか。

【赤嶺委員】 確認はされていない。

【窪委員】 反問、反論と規定しなくても、実際には市長は自分の見解を述べている。 以前、市長が私の見解に対し、違う見解を堂々と述べた事例もある。それはある意味で 反論だが、問題視したことはない。あえて活字にする必要がない。趣旨確認できると入れることはよいが、こと細かく明文化しないと活発な論戦ができないとはとらえていない。

【河崎会長】 質問していない内容について、市長側が議長の許可を得て、何らかの発言ができるというところを担保したいというところなので、反論でも趣旨確認でも運用できると思うが、新政クラブと公明党で意見が対立している。いかがするか。

【中村副会長】 反論は質問に絡めて今でも行われている。反論権が意図しているのは、 最後に議員が意見要望だけで降壇し、それに対し市側で反対意見があったときに、今は それを述べることができないので述べられるようにすることでよいか。

【河崎会長】 前回議論している。

【中村副会長】 反論権云々だと、またその話になる。通告をしてすり合わせをしているので、新政クラブは、現時点では反問権を規定する必要はないかもしれないが、一問一答式で議論が積み重なったときに、質問の趣旨は確認できるということである。

【河崎会長】 趣旨確認と書いておけば、運用の中で反論もできると思うがどうか。

【山田委員】 「趣旨確認をすることができる」と規定して、反論ができるか。趣旨確認はあくまでも「今議員が言ったことはこういう意味ですか」という確認である。

【河崎会長】 現状において反論はされている。

【山田委員】 最後に議員が意見要望だけで降壇し、市側がそれは間違っていると判断したときに登壇できるという状況はない。聞いたことに対しての答弁しかできない。

【河崎会長】 市側からも質問ができるというところで趣旨確認を入れている。

【窪委員】 質問ではない。

【大波委員】 確認である。

【窪委員】 議員は行政機関という権力者に対して、市民の代表として論説するだけである。

【赤嶺委員】 現状反論しているとのことだが、何を根拠にやっているのかわからない。 むしろきちんと規定して、やれる環境をつくったほうがよい。趣旨確認ではどこまで踏 み込んで言えるのかわからないので、反問権、反論権といった形で一定のルールをつく り、それに基づいて議員側にも市長の問いに答えなければならないという形をつくる必 要がある。

【大波委員】 こうすべきではないかと問うと、気に食わないか意向に沿わないと黙認し回答をしないという状況がほとんどである。「あなたはそう言っているが私はこう思う」と言わないで「私はこう思っている」と言うのは、反論していると解釈できる。今までずっとやってきている。

【河崎会長】 反論とすべきとの意見は一人だけか。

【中村副会長】 公明党は、反問は駄目なのか。

【山田委員】 反問でもよい。

【河崎会長】 趣旨確認は駄目なのか。

【山田委員】 趣旨確認だけでは駄目なのではないか。

【河崎会長】 運用できるのではないか。

【中村副会長】 反問も反論もできるがよいのか。

【山田委員】 反論である。

【河崎会長】 反論でなければならないか。妥協できないか。

【山田委員】 妥協できない。

【窪委員】 それであればあえて書かなくてもよい。

【中村副会長】 反論だと趣旨確認はできるのか。わざわざ書かなくてもできるとの考えか。

【山田委員】 趣旨確認はできる。

【中村副会長】 趣旨確認は書かなくてもできるが、反論は書かないとできないからあえて書くということか。

【山田委員】 質問に絡めては今でも反論していると思うが、議員が意見要望のみで降 壇したときに、市側が間違っている等の発言ができるようにということである。

【山本委員】 趣旨確認で賛同するが、明記するのは趣旨確認で、実際の運用で「それはこういうことなのですよね」と聞くのにあわせて「そういうように言うのもわからなくもないが、こういう事情でできない」と話を持っていくことはできると思う。公明党が提案する反論を明記とは違う形かもしれないが、やろうとすればできるという解釈でいくことはできるのではないか。

【山田委員】 逐条解説に明記するということか。

【河崎会長】 逐条解説で「反論もできる」と書くのは駄目か。

【窪委員】 行政機関は権力を持っている。権力を持っていない市民の代表として、議員は行政機関という権力者に対して意見を言っている。それに対して反論してくるということがあり得るか。行政側はできないことの見解は述べている。そういう関係にあることが前提である。どういう立場で議員活動を行うかというところから議論がずれていっている。

【河崎会長】 「趣旨確認をすることができる」でどうか。

【山田委員】 一問一答方式は、市側も了解しなければできないことだと思う。形としても一問一答方式にするには、今の議場の形のままではこの条文をつくってもあまり意味がない。「趣旨確認」にして、きちんと予算の要望ができて、議場がきちんと対面式ができる形になるのか。

【河崎会長】 市側との意見交換を3月末あたりに予定している。その中で市側の意見も出てくるだろうから、それが出てきた段階で改めて議論をしたいと思うがどうか。

【中村副会長】 全会一致なので一致しないと条文がなくなってしまう。まずは趣旨確認を規定して、不備な点があればおいおい改正していくことでどうか。

【河崎会長】 それで合意できるか。

【赤嶺委員】 市側との意見交換が終わったあとに先送りということでよいか。

【河崎会長】 趣旨確認を素案として提示する。山田委員の意見は、ある意味で市側の 立場を重んじて述べていると思う。市側との意見交換の後、改めて議論したい。

【赤嶺委員】 今ではなく、その時に結論を出すことでよいか。

【河崎会長】 そういうことである。

【赤嶺委員】 事務局に確認したいが、市長が議員に対して質問を行って、議員が答えた例はあるか。

【議事担当係長】 議長が「答弁を求めます。何番何議員」と求める形になるが、そのような事例はないと思う。

【佐藤委員外議員】 市側が反問、反論をしたい気持ちはわからないでもないが、そもそもかなり丁寧に質問通告をしているにもかかわらず、きちんと答弁していないと思えるような事例が多々ある。きちんと答弁しないで反問、反論したいというのはいかがかと、みんなの党大和では思っている。意見である。

## 2. 成文化した条文の検討

【河崎会長】 資料2の仮置き条文について、「前文」「目的」は前回網掛け部分の修正をして合意している。「議会の役割、活動原則」は、議論の途中で「市民」「住民」の議論が拡大して十分な合意ができなかったので、再度素案として確定していきたい。事務局から何かあるか。

【事務局次長】 前回は、「市民」について特段定義をしなければ、自治基本条例に定める「市民」となるというところで、「市民」の定義をするのかどうかの議論があった。もう一点、地方自治法などに規定されていることを改めて規定するのかという議論もあり、通常市で条例等をつくる場合は、法律に規定されていることは改めて規定しないと意見を述べさせてもらっている。事務局としては、案1の第1項は「代表」か「行使」のどちらにするかは決まっていないが、案1の第1項の規定がよろしいのではないかと考えている。

【河崎会長】 事務局の見解は、「議会の役割」は案1の第1項で、第2項は削除し、案2の「議会の活動原則」も必要ないということか。

【事務局次長】 案1の第2項の削除までは述べていない。第2項は、「市民参加」の仮置き条文の第1項と重複するのではないかとの意見を述べたい。案2の「議会の活動原則」は、「目的」条文で「議会の役割を明らかにする」「議会及び議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定める」と目的が述べられているので、このままでいくと「議会の活動原則」は必要になると思う。もし案2の「議会の活動原則」を省略すると「目的」条文の「議会及び」を削除するか、別に「議会の活動原則」を定めるかのどちらかになるかと思う。

【井上委員】 新政クラブは、案1の第1項は生かし、第2項は削り、案2の「議会の役割」第1号は削り、「議会の活動原則」第4号は削り、第5号の3案併記は「取り組むこと」である。

【河崎会長】 案1の第1項は「代表される」でよいか。

【中村副会長】 「代表される」である。

【河崎会長】 案2の「議会の活動原則」が第2項になり、第1号を削り第2号から第4号までを繰り上げるということか。

【井上委員】 そういうことである。

【河崎会長】 「議会の活動原則」は第4号を削除し、第5号を第4号として、3案併記は「取り組むこと」か。

【井上委員】 そういうことである。

【窪委員】 市民の定義が自治基本条例の市民と同じとなると、論戦に参加できない。 議員は企業の代表ではないし、企業の意思が議員によって代表されるわけではない。率 直に言って責任を負えない。

【井上委員】 そこは同意見である。

【窪委員】 事業者や学校を含めてその代表という権限は議員には与えられていない。 自然人としての市民の代表ということであれば当然のことだから受け入れるが、あらゆる事業体の代表ではない。

【井上委員】 新政クラブも、改めて定義するのか、自治基本条例そのものを改定しているのかまで考えていかないと成り立たないと考えている。

【大波委員】 事務局に確認するが、自治基本条例が最高規範性を持っている以上、仕 方がない話なのか。

【事務局次長】 自治基本条例は最高規範性を持つと定められているので、市民の定義をしないで市民と書けば、自治基本条例で定義する市民が議会基本条例においても市民の定義になる。議会基本条例を検討する中で自治基本条例を改正するのは難しい。方法としては議会基本条例の中で市民を改めて定義するか、市民という言葉を住民という言葉に変えるかである。

【河崎会長】 本日は日程的にかなり厳しいので、市民の定義の議論を改めて行うことはしない。総務部長などと意見交換をしたが、市側としては議会基本条例が自治基本条例と連動しないことに関しては危惧を持っていると述べていた。

【窪委員】 どういうことか。

【河崎会長】 市民を別に定義することに、市側としては大きな危惧を持っているということである。

【大波委員】 住民に変えればよいのか。

【河崎会長】 市民、住民の議論は改めて行うとして、新政クラブが述べた条文に異議がある委員はいるか。

【窪委員】 市民が自治基本条例の市民と同じであれば同調できない。妥協の余地はない。

【井上委員】 同じ立場である。一たん地方自治法上の住民と規定しておいて、あとで自治基本条例との整合性を合わせるということで、別で考えていかないと条文化できないと考えている。

【河崎会長】 「議会の役割」の第1項は「住民の意思は、議会によって代表される」でよろしいか。

【窪委員】 自然人としての市民であれば、大和市に居住していない人を含めた市民になり、市外から通勤している人も含まれる。「住民」とすると住民登録している市民だけになりかねない。

【中村副会長】 非常に重いテーマであり、どこかできちんとしておかなければならない。ほかのテーマもあるので、このことは別の機会にもっとしっかり話し合うことにして、ここでは条文の検討をすることでどうか。

【河崎会長】 とりあえず「住民の意思は、議会によって代表される」でどうか。

【中村副会長】 「住民」にすると、あとで「市民」という言葉が出てきて、混在するとわかりづらい。あとで考えるという前提で、一たん「市民」と置いておいて、あとでしっかり検討すべきである。

【河崎会長】 市の意向も聞く必要がある。

【窪委員】 市側の意向と言うが、確かに自治基本条例には最高規範の規定があるが、 議会の中には反対した会派もある。自治基本条例に議会の基本条例が拘束されるとなる と、二元代表制とは何なのだということになる。

【河崎会長】 市の意向を述べたが、私も自治基本条例の「市民」にすべきと考えている。

【大波委員】 二元代表制であり、市側が少し懸念していようと構わない。議会基本条例の中で「市民」をきちんと定義する方向でよい。

【中村副会長】 時間がかかるので、あとできちんとやることにして、先に進めたほうがよい。

【河崎会長】 条文の組み立てとして、「市民」「住民」は見解の違いがあるが、「議会の役割」「議会の活動原則」は、井上委員から提案のあった条文でよいか。

【山田委員】 公明党は案1で考えていたが、新政クラブの提案で乗れる。

【窪委員】 市民の定義をし直すということか。

【河崎会長】 別の時間を設けて議論をする。

【窪委員】 何も定義せず「市民」と書くと、自治基本条例の「市民」になるのではないか。

【河崎会長】 自治基本条例の「市民」ではない市民の定義を議会基本条例の中でするかどうか、「住民」と置きかえるのか、そういうことを含めて別途議論をする場が必要と述べている。

【窪委員】 成文化する前にということか。

【河崎会長】 そのとおりである。再度案文を確認する。

※河崎会長が新政クラブ提案の案文を朗読。

【河崎会長】 この案文で、素案確定でよいか。

## 全員了承

【河崎会長】 次に「議員の活動原則」について、両論併記の部分は前回「自らの議会活動及び市民生活に関わる課題等」で合意したが、事務局から何かあるか。

【事務局次長】 当初「自らの議会活動」であったが、窪委員から「市民生活に関わる課題」についても大切との話もあり、「及び市民生活に関わる課題」が追加された。議論の中で、第4項に「市民生活に関わる課題」と定めることにより、政務活動費に充てられるとの発言があったが、政務活動費については条例改正を予定しており、基本条例にこの文言が入っても、政務活動費に充てられるかどうかには影響がないことを確認したい。また、「等」について、逐条解説の中で「等」にはどういうものが含まれるかの説明が必要になると思われる。

【河崎会長】 「自らの議会活動及び市民生活に関わる課題等」とここまで詳しく書く 必要はないかと思うが、「自らの議員活動」でどうか。ある意味で窪委員が述べたことも 含まれる。

## 全員了承

【河崎会長】 次に「会派の形成」について、事務局から何かあるか。

【議事担当係長】 前回の協議会で、その前の「議員の政治倫理」について、流れ上触

れられていないが、現状の仮置き条文でよいか確認をお願いしたい。

【河崎会長】 事務局としては、何か問題があると考えているか。

【議事担当係長】 そのような見地ではない。

【河崎会長】 「議員の政治倫理」について、改めて何か問題はあるか。

【窪委員】 「市民の代表」とあるが、先ほどと同じである。

【河崎会長】 改めて議論することになる。

特になければ、「会派の形成」について、何かあるか。

【事務局次長】 第1項は、「議員は、できる」という規定になっているが、会派の条項であり、例えば伊賀市の議会基本条例では「議会の会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する」という規定になっている。「議会の会派は」という定め方にしてはどうか。第2項は、「必要に応じて、努めるものとする」となっているが、後ろに「努めるものとする」とあるので、「必要に応じて」は必要ないのではないか。第3項は、会派を定義する条文であるにも関わらず例外を規定するのはいかがか。

【河崎会長】 第1項と第2項の指摘はもっともだと思うが、第3項は必要ではないか。 第1項で、議会の会派を主語にした条文を再度述べてもらいたい。

【事務局次長】 伊賀市では「議会の会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する 議員で構成し、活動する」となっている。

【河崎会長】 本日、お手元に参考資料として、藤沢市議会基本条例(案)、茅ヶ崎市議会基本条例、横須賀市議会基本条例、川崎市議会基本条例を配付している。いずれも第1項は議員が主語になっており、会派に属さない議員の規定はない。

【窪委員】 第3項は入れたほうがよい。

本市議会で会派が離合集散を繰り返してきたのは人事問題からである。率直に言って理念や政策ではない。この条文を入れることにより、一定の方向付けとして確定されるのかが問われている。そういう面で議員が主語になっているのではないか。会派を主語にすると、それ以上に離合集散を繰り返すことは許されないという形になる。

【河崎会長】 県内他市では議員が主語になっているが、事務局はどう考えるか。

【事務局次長】 藤沢市のような定め方であれば、よろしいのではないか。第1項で議員は会派を結成することができるとし、第2項で会派はこういうものだという説明をしている。この第1項と第2項を無理に合体させるとわかりにくい条文になると考える。

【河崎会長】 第1項「議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる」 第2項「会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する」と 分ければよいということか。

【事務局次長】 第2項で会派の定義ができる。

【河崎会長】 第1項と第2項を先ほど述べた条文で分けることでよいか。

### 全 員 了 承

【河崎会長】 第3項、ここは第1項を2項に分けたことにより第4項になるが、ここの規定はどうするか。

【大波委員】 会派に属さなかった時に不利益をこうむるような状況があった。残すべきである。

【古谷田委員】 県内他市の条文には入っていないが、大和市議会独自の条文として入れたほうがよい。

【山本委員】 大和市議会でかつて不利益があったとの話があるので、あえて入れたほうがよい。

【赤嶺委員】 どちらでも構わない。

【井上委員】 入ることでよい。

【山田委員】 これまでの協議の内容から入ることでよい。

【河崎会長】 第1項は2項に分けて規定することとし、第2項は「必要に応じて」を 削除して第3項とし、第3項は削除せず第4項とすることでよいか。

## 全員了承

【河崎会長】 次に「市民参加」について、事務局から何かあるか。

【事務局次長】 第2項の「地域に出向いて会議を開催する」が協議された際に、県では小田原市に出向いて会議を開いた事例があるとの発言があったが、県の議会事務局に確認したところ、そのような事実はないとのことであった。

第1項の市民参加は、規定をしなければ自治基本条例の「市民」になる。第2項の「会議」は地方自治法では本会議を指すものとして使われている。会議を定義し直す必要があるかどうか、協議をお願いしたい。第1項は、先ほど削除された「議会の役割」案1の第2項と重複する部分がある。第2項は、本市は市域も狭く、インターネットで委員会の中継も実施しようとしている中で、休日や夜間、地域に出向いて会議を開催する必要があるのかを再度協議いただきたい。第3項は、公聴会及び参考人制度は地方自治法で認められているので、あえて規定する必要があるか。第4項は、「請願者や陳情者は」と主語が前に出ているが、「委員会が認めた場合は、請願者や陳情者は意見陳述等を行うことができる」というような形に改めてはいかかが。

【河崎会長】 「議会の役割」案1の第2項は削除されたが、それとの関連とはどういうことか。

【事務局次長】 「議会の役割」案1の第2項は、「市民参加」の条文に関わるとの意見が、以前案1が協議された時に出ていた。そういう意味で、現行の「議会は、市民参加の機会を確保するよう努めなければならない」とするよりも、案1の第2項「議会は、必要に応じて、直接市民からの意見を聴くことができる」のほうがふさわしいのではないかと考える。

【河崎会長】 「市民参加」の第1項は、今述べた2つの条文で議論してほしいということか。

【事務局次長】 そういうことである。

【河崎会長】 第2項及び第3項は、削除してはどうかという提案か。

【事務局次長】 そういうことである。

【河崎会長】 第4項は、「請願者や陳情者は」が主語ではないほうがよいとの意見か。 【事務局次長】 主語は「請願者や陳情者は」となると思うが、通常条文で考えた場合、「委員会が認めた場合は、請願者や陳情者は意見陳述等を行うことができる」というほうがおさまりがよいのではないかという提案である。 【河崎会長】 「委員会において委員長の許可の下に、請願者や陳情者は意見陳述等を 行うことができる」と順番を変えたほうがよいということか。

【事務局次長】 少し時間をもらいたい。

【河崎会長】 第1項について意見はあるか。

【井上委員】 第2項の県の話は、確認したところ、実際には行われてはいなく、県の議会改革の中でそういう議論が出ているという話だったのを早とちりした。そういうこともありなかなか難しいというところで、新政クラブとしては、第2項は削除したい。

【中村副会長】 新政クラブは、第1項を「議会は、必要に応じて市民参加の推進に努めなければならない」、第2項は削除、第3項及び第4項はこのままという意見である。

【河崎会長】 地方自治法に規定のある条文は削除との主張ではなかったか。

【赤嶺委員】 地方自治法では「公聴会及び参考人制度の活用」と規定されているのか。 【議事担当係長】 少し時間をもらいたい。

【赤嶺委員】 第1項及び第2項は仮置き条文の内容でよい。第3項は今の確認内容によって変わる。第4項は先ほどの条文でよい。

【大波委員】 無所属は、第1項はそのまま。第2項及び第3項は削除。第4項は先ほどの条文でよい。

【山本委員】 事務局が第2項削除と述べた根拠は、「会議」は本会議を指すので、地域に出向いて本会議を開催するのは、県でも事例がないから必要ないということか。

【事務局次長】 「会議」は、地方自治法では本会議を指す用語として使われていると 指摘しただけである。削除の理由は、本市は市域も狭く、委員会のインターネット中継 も実施しようとしている中で、休日や夜間に会議を開催することについていかがか、ま してや県も地域に出向いて会議を開催することをしていないということを理由に削除に ついて述べさせてもらった。

【山本委員】 減ってはいるが、休日・夜間に本会議や委員会をやっている議会がある ことは考慮していないのか。

【事務局次長】 費用対効果の点もある。果たして休日や夜間に本会議をやっている議会があるのかというところもある。慎重に検討してもらいたい。

【山田委員】 第2項は、市民が参加しやすい状況をつくるため、できれば生かしたい。 第3項は、地方自治法に規定があるので削除の方向でよい。第1項は、「努めなければな らない」でよい。

【河崎会長】 第1項は仮置き条文の内容のほうがよい。第2項は、「会議」を本会議と理解した場合、特に難しいと考えていることもあり前段は削除するが、「市民の参加手段の向上に努めるものとする」は入れたいと思っている。第3項にこだわりはない。第4項は入れたい。

【議事担当係長】 先ほどの件であるが、先の12月定例会で、地方自治法の規定に基づいて会議規則も改正し、本会議においても委員会においても、公聴会及び参考人制度の活用ができるようになった。地方自治法、会議規則で可能としているにもかかわらず、基本条例にも規定するのかという意味合いである。

【赤嶺委員】 先般の地方自治法改正以前も、委員会では公聴会及び参考人制度は活用できた。本市議会ではこの10年間では何回くらい、この制度が使われたのか。

【議事担当係長】 直近の事例では平成13年に、政務調査費の交付に関する条例の制定

時に、議会運営委員会で金額が妥当かどうかの意見を伺うために、各界からの代表者を 参考人として招致した。

【赤嶺委員】 直近で平成13年ということでは、活用できていないことは明らかである。 地方自治法に規定されている内容を活用していくという意思表示をするために、規定すべきではないか。こういった方々に参加をしてもらい議論を深めていくという姿勢を基本条例の中で規定していくことが求められているのではないか。

【河崎会長】 第1項と第2項で意見が分かれている。

【中村副会長】 新政クラブは、第1項は市民の定義はきちんとやらなければならないが、市民参加を推進するということは重要と考えている。しかし、あくまでも二元代表制、議会制民主主義であり、議会がまずはしっかり自分たちで議論を深めていくということを今回は優先してこの条例を考えているので、ここの部分は、まず議会がしっかり議論をする、必要であれば市民参加を推進していくというスタンスでやりたい。第2項は、基本的には多くの人に傍聴の機会を開きたいが、費用や参加者のことを考えると、委員会のインターネット中継を検討していること、現に本会議は中継し録画配信もしている。インターネットを活用した公開がすでに行われているので、現時点では第2項は入れないということである。新政クラブは構成人数が多く、この案はぎりぎりのところで調整しているので、基本的には譲れない。

【河崎会長】 地域に出向いて会議を開催することは、山田委員のかつてからのこだわりである。

【山田委員】 平日の昼間に傍聴に来ることができる方は限られているので、もっと市民が参加できることが必要なのではないかということである。基本的な考え方は副会長と同じである。第2項は前半部分を削除するなら、後半の「市民の参加手段の向上に努めるものとする」は漠然としているし、ほかのことがあるのではないかという感じになってしまうので、削除するなら全部削除と考える。

【河崎会長】 第1項は「市民参加の推進に努めなければならない」、第2項は削除、第3項及び第4項はこのままということでどうか。

【赤嶺委員】 第2項の削除は賛成できない。費用やネット中継の話が出たが、議会側のスタンスとしてそうなのかと疑問を感じる。議会としては行って見せたい、参加させたいのではないか。市側は予算があるので、費用対効果を考えてほしいと当たり前のように言ってくると思うが、議会がどうしたいのか明記する必要がある。今の議会だから参加できない方々は多い。学習センターやコミュニティセンターでやることもできる。そういった選択肢を消していくのはどうか。先ほど「議会の活動原則」で市民参加の部分をカットしている。ここでさらに参加の文言をカットすると、基本条例の中の市民参加の部分がかなり薄れていくのではないかと懸念する。

【山本委員】 費用対効果も大切だが、お金にかえられないこともある。以前休日議会の傍聴に行ったときに、子育て関係の一般質問に三、四十名の若い母親などが傍聴していて、休日だから来られたと言っていた。地域に出向いてが難しいのはわからなくもないが、休日夜間の会議開催は残しておき、やっても効果が薄いと検証したあとで見直すことでよいのではないか。

【河崎会長】 「議会は、休日や夜間に本会議を開催するなど、市民の参加手段の向上 に努めるものとする」という意見か。 【山本委員】 そうである。

【赤嶺委員】 会議に関しては定義をしたほうがよい。次の「会議及び情報の公開」でも出てくるが、会議が本会議という意味になると意図が違ってくる。会議は、本会議、委員会、全員協議会、代表者会といった議員が集まり議論をする場所と認識している。

【窪委員】 休日や夜間にやったり、出向いたりということは、現実的に市民が求めていることなのか。率直に言って、議会は何をやっているのかと市民から怒られる。市長も職員も行くことになり、コミュニティセンターでやるなど物理的に大変なことである。市民からひんしゅくを買う。

【赤嶺委員】 そういう意見を持っている方に、こういう機会に参加してもらい、そういった意見を議会に対してぶつけてもらいたい。

【大波委員】 効率等を考えると難しい。削除すべきである。

【中村副会長】 努力義務規定とはいえ、第2項がこのまま規定され条例が成立すれば、できるようになったらやればいいというわけにはいかない。将来的には夜間休日はやるべきと思っているが、議員になる前はもっと簡単にできることと思っていた。実際に議員になっていろいろな話を聞き、実際に議会活動をしてみると、物理的にも費用的にも市側や議会側の準備もなかなか大変なことで、第2項をこのまま条文化してすぐに準備を始められるのかというと現実的には難しいと今は思っている。インターネット中継を委員会まで拡大する動きがあるので、まずはその辺を先に市民への公開を進めていくほうがよいのではないか。いろんな議論を経て、新政クラブとしては、第2項は削除となっている。

【河崎会長】 赤嶺委員、山本委員の気持ちはよくわかるが、総務部長、総務課長と意見交換した際も、インターネットで委員会を中継するという希望が出ている中で、さらに休日夜間あるいは地域に出向いていくということに関しては、市側はコスト的に強い懸念を示していた。コストパフォーマンスとしていかがなものかというところで、削除すべきと考えている。

【山本委員】 委員会のインターネット中継が確実に行われる前提になっているが、そう考えてよいのか。予算計上が見送られることはないか。

【河崎会長】 あれもこれもではなくて、何に集中していくかである。

【山本委員】 実現させたいのは、市民が伝聞ではなく、直接見聞きすることができる 仕組みである。委員会のインターネット中継ができるのであれば一歩前進と評価できる が、予算案を見たらどれも駄目でまた来年となると、いつまで経っても進まない。総務 部長と意見交換したとのことだが、どうとらえればよいか。

【河崎会長】 いろんな参加手段を条例に書き込んでおいて、市側がどれを選択するかに委ねてはどうかという意見か。

【山本委員】 市側は費用対効果という意味で、この中だったらこれが一番効果的という腹案があると思う。漠然とインターネット中継だとはわかるが、本当にやれるのか。

【赤嶺委員】 本会議はコミセンや学習センターを利用して行うことはかなり難しいと思うが、休日夜間は現実的であると思う。委員会は出向いて行ってもそこまでコストは高くならないと思う。特に議会運営委員会はできる。コストもしっかり考えて、市民が参加しやすい環境で議会活動を行うかであり、第2項を削除すると今までと変わらない。

【河崎会長】 「会議を開催」を「委員会等を開催」という意見か。

【赤嶺委員】 会議は定義すべきである。どう定義していくかはこれから議論できれば よい。

【河崎会長】 この項に関しては委員会のイメージか。

【赤嶺委員】 本会議と委員会である。

【中村副会長】 会議は公開すれば公開するほどよいというのが赤嶺委員の意見か。

【赤嶺委員】 市民が参加しやすい環境で行うべきという意見である。

【中村副会長】 公開しない会議も必要ということか。

【赤嶺委員】 公開ではなく参加がしやすい環境で行うということである。

【中村副会長】 参加は公開プラスアルファである。赤嶺委員がかねがねいろんなところで発言している根本的な考え方を確認したい。会議は、皆に見せて皆が参加して皆が意見できるような状態であればあるほどよいとの考えか。

【赤嶺委員】 その会議による。

【中村副会長】 公開しないで参加できないほうがよい会議もあるのか。

【赤嶺委員】 その会議で話し合われる内容にもよるし、その会議のあり方にも関連する。

【中村副会長】 会議の種類によって、皆に公開して、大勢の人が参加して話すほうがよい会議もあれば、委員だけで話し合ったほうがよい会議もあるのか。

【赤嶺委員】 公開する、しないは何を話し合うかにもよる。秘密会で議論したほうがよい案件も中にはあるとは思う。

【河崎会長】 第1項は「市民参加の機会を確保するよう努めなければならない」と「市民参加の推進に努めなければならない」の2つで意見がわかれている。

【中村副会長】 新政クラブは「必要に応じて」を入れてもらいたい。条文に入れると 国語的におかしいとのことであれば、逐条解説でこういうニュアンスを入れてもらいた い。

【窪委員】 新政クラブの意見の補完になるが、議員は市民の代表であるという前提があるので、議員、議会としての役割を果たした上で市民参加を求めるのは当然のことであるとの立場である。「必要に応じて努めなければならない」でよいと思うが、こだわらない。新政クラブの意見に一定の根拠があることは重々受けとめている。

第3項は、事務局から地方自治法に定めがあると指摘があったが、「努める」となって おり、自治法に規定していることを活用するよう議員が努力しなければならないと受け とめており、生かしてよいのではないか。

第4項は、事務局が述べた形でよいのではないか。

第2項は、論議は大いに結構だが、現実的には非常に難しいし、市民が求めていることはそういうことではない。

【井上委員】 妥協案として「市民の参加手段の向上に努める」ということは広い意味でとらえられるので、この一文と第3項及び第4項でどうか。

【河崎会長】 山田委員から、そういう漠然とした条文は入れないほうがよいとの話があった。

参加手段の向上というところで、休日や夜間あるいは地域に出向いてというところは 将来的に考えていくべきと逐条解説に書けるかもしれない。

【井上委員】 常に改革をしていくことが「議会の役割」の条文でも書いてあるし、文

面としては広い意味で書いておくことでどうか。

【窪委員】 将来的に、休日や夜間にやることは望ましい姿なのか。人間社会のあり方として、そういう社会が求められているのか。休むときはきちんと休む。今24時間社会だが、それでよいのかが問われている。自治基本条例もそういう流れの中で批判してきた。休日や夜間にやることが将来的にも望ましい社会のあり方ではないと考えている。

【赤嶺委員】 議員になる前はサラリーマンだったが、今の状況では議会に参加したい と思ってもできない。

【河崎会長】 今、国でも休日や夜間に会議を開催して、サラリーマンでも議員になれるような制度を言ったりはしている。

【窪委員】 議員になるなら、公務員はできないがサラリーマンは休職できることが法 律的に保障されている。

【赤嶺委員】 普通のサラリーマンが議会を見に行こうと思っても、仕事があるから行けないということを述べた。

【中村副会長】 休日や夜間であれば傍聴に行きたいという方はいると思うし、ニーズがあることはわかっている。ただ、いろいろなことを考えると、今第2項を入れることは実際問題難しい。条例は、一応入れてそのうち考えればいいというものではない。第1項で議会は市民参加の推進に努めることを規定するので、いろんな形の推進に努めていく中で、やはり夜間・休日はニーズが多く必要であるということであれば、改正して入れていけばよい。本協議会は原則全会一致である。

【窪委員】 権利は職場の中で勝ち取るものである。日本の有給休暇の取得率は低い。 そこで戦って自分たちの権利を勝ち取り、有給休暇をとって議会を傍聴する。仕事優先 で休めないから傍聴できない。そういう基本的なことをやらないで、時流に乗っかって やることが、果たして社会のあり方としてよいのか。権利は戦って勝ち取り定着してい く。そういうことが市民にも議員にも求められている。

【河崎会長】 第1項と第2項を一つにして、例えば「議会は、市民参加の機会や参加 手段の向上に努めなければならない」もしくは「努めるものとする」とすることでどう か。

【山本委員】 逐条解説で、例えば「休日や夜間などに地域に出向いて会議を開くなど で傍聴がしやすくするようなことなども議論として考えられる」と明記することができ ることでよいか。

【河崎会長】 夜間や休日は絶対に駄目との意見も出ている。

【山本委員】 議論すること自体はよいとのことであった。まったく想定しないのではなく、そういうことも考えられることを明記する。

【河崎会長】 そのときの議論でその可能性があるということか。

【山本委員】 ゼロではなく可能性はある。

【河崎会長】 「議会は、市民参加の機会や参加手段の向上に努めなければならない」 もしくは「努めるものとする」とすることに何か意見はあるか。

【山田委員】 その条文なら「市民参加の推進」のほうがすっきりする。

【河崎会長】 「市民参加の推進に努めなければならない」か。

【山田委員】 そのほうがすっきりする。

【河崎会長】 折衷案を出したつもりであった。

【中村副会長】 市民参加の推進はすごく広いことを言っている。基本条例であるので、 大枠として市民参加を推進するという考えを示すことでよいのではないか。

【河崎会長】 「市民参加の推進」で合意できるか。

【赤嶺委員】 一度会派に持ち帰らないと結論は出せない。折衷案を会派に持ち帰り検討したい。

【山本委員】 条文に明記できなくても、議論の遡上には残すという考えが認められれば妥協する。

【河崎会長】 案としては、案1は「議会は、市民参加の推進に努めなければならない」、 案2は「議会は、市民参加の機会や参加手段の向上に努めなければならない」でよいか。

【赤嶺委員】 案2は「努めるものとする」ではなく「努めなければならない」か。

【河崎会長】 新政クラブも案1で「努めなければならない」と提案しているので、同じく努力義務規定とした。

【井上委員】 新政クラブは「必要に応じて」を入れて提案していたので、削ってよい かは再度確認したい。

【河崎会長】 「必要に応じて努めなければならない」は、少し変ではないか。

【山田委員】 「必要に応じて努めるものとする」ならわかる。

【河崎会長】 第3項の語尾が「活用に努める」となっているが、「活用に努めるものと する」にする。

第4項の主語の位置は事務局に成文を任せることでよいか。

【事務局次長】 承知した。

【窪委員】 この条文は、休憩をとらずに議事録に残ることを前提にしているのか。

【河崎会長】 そのとおりである。

【事務局次長】 仮置きで次回とのことだが、ここの条文の「市民参加」「市民の意見及び知見の活用」はこのままでいくと自治基本条例の「市民」となる。

【窪委員】 先ほど述べたとおりである。

【河崎会長】 「市民」に網掛け等をして、まとめて議論しなければならない。日程的 に厳しいので、番外編のような会議が必要と考えている。今後の日程について議論した いので、本日の成文化した条文の検討はここまでとする。

## 3. その他

【河崎会長】 添付資料で、今後の議会基本条例検討スケジュール(案)を示している。本日と1月29日で条文の一本化を図っていく予定であるので、かなり厳しい。2月の中旬に追加で本協議会を開催したい。市側が逐条解説をつけたもので正式な議論に望みたいと希望しているので、逐条解説の案文についても検討する。3月定例会後に正副会長による市側との調整・意見聴取を行う。その後、間髪を入れずに本協議会を開催し協議をする。その後、代表者会で最終案を報告して4月上旬に市民説明会の内容・進行の確認のため、本協議会を開催する。その後、パブリックコメント、市民説明会を経て5月の中旬に本協議会を開催し、寄せられた意見に対する考え方の検討・作成を行い、最終条例案を確定させ、代表者会に案文を示し、議運でも内容の検討をお願いすることになる。それを経て6月定例会初日に上程し、即決をしていくスケジュールで考えている。

4月13日(土)に市民説明会を行うため、勤労福祉会館のホールを予約してもらって

いるが、議会だよりは、2月1日号への掲載は難しく、次の発行が5月臨時会後の6月1日号になるので掲載できない。周知の方法としては議会のホームページやだれでも広場の掲示板、手づくりになるがポスター、政務調査費を活用して各会派でDM等にて周知を行う、自治会で回覧してもらうことを各議員がお願いするといったところになる。このことも含めて意見をもらいたい。

【窪委員】 4月13日は何時からか。

【事務局次長】 午後押さえているので、何時からにするかは本協議会で協議してもらいたい。

【赤嶺委員】 全力で広報できない日程で行うのは問題がある。議会だより、広報やまとに掲載し、議員もしっかり広報を行ったうえで市民説明会をやるべきである。

【河崎会長】 上程を9月定例会にしたほうがよいということか。

【赤嶺委員】 その選択肢もあってよい。

【中村副会長】 スケジュールがタイトで、6月定例会に上程とすると、かなり無理な日程ではないか。議会基本条例はちゃんとしたものをつくらなければならない。なるべくこのスケジュールでやっていくことは前提であるが、議論が活発化してきているので、場合によっては延長して9月定例会ということも視野に入れていきたい。

【赤嶺委員】 最終案ができる前に市民報告会との話があったと思うが、最終案ができた後での報告会なのか。

【河崎会長】 最終条例案の確定は、市民説明会のあとである。

【赤嶺委員】 市民説明会を受けての内容の変更はどうなるか。

【河崎会長】 5月中旬の本協議会で条文修正の検討を行う。

後ろに延ばすことも必要になるかと思うが、できればこのスケジュールで努力してみたいがどうか。難しくなることもあると思うが、可能性としてこの線で頑張ってみたい。

【中村副会長】 最初から9月定例会と考えると、9月定例会にも上程できなくなる。

【赤嶺委員】 広報が大事である。伝えることができなければ人は来ない。

【河崎会長】 何かに掲載すれば人が来てくれるわけではない。かなり努力をしていかないと難しい。藤沢市は市民説明会を4会場でやって、128名ほど来たとホームページに記載されていた。本市は今のところ勤労福祉会館でやる予定であり、100名ほどは来てもらいたい。

2月中旬の本協議会の日程は確定させておきたい。事務局から案を提示する。

【議事担当係長】 2月8日(金)13時半から、もしくは2月15日(金)13時からのいずれかでどうか。

※協議の結果、2月8日(金)13時半からおおむね16時までで決定。

【河崎会長】 4月上旬に開催予定の本協議会の日程は、次回29日に決定したい。 傍聴の方から感想、意見等がなければ、本日は以上で終了する。

午後3時24分 閉会